

派遣契約書

業 務 名	参議院議員通常選挙に係る投票所投票事務業務（中区・南区）
契 約 期 間	契約締結日から令和7年9月1日まで （ただし、労働者派遣期間は労働者派遣契約（別紙細目）による）
契 約 金 額	1 時間あたり ￥.....円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥.....円）
契約保証金	

上記の業務について、派遣先と派遣元は次の条項により派遣契約を締結する。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

派遣先	住所	堺市堺区南瓦町3番1号
	名称	堺市
	代表者	堺市長 永藤英機

派遣元	住所	名称	代表者
-----	----	----	-----

(総則)

第1条 派遣先及び派遣元は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、派遣元が雇用する労働者を派遣先に派遣するにあたり、労働者派遣基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

2 本契約における期間の定めについては、契約書類に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

3 本契約の履行に関して派遣先と派遣元との間で用いる言語は、日本語とする。

4 本契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 本契約の履行に関して派遣先と派遣元との間で用いる計量単位は、契約書類に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

6 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

7 派遣先及び派遣元は、本契約書、仕様書等に従い、この契約を履行しなければならない。

(労働者派遣法)

第2条 派遣先及び派遣元は、派遣労働者の派遣又は受入れにあたり、それぞれ労働者派遣法その他関係諸法令を遵守する。

(個別労働者派遣契約)

第3条 派遣先及び派遣元は、派遣元が派遣先に労働者派遣を行う都度、労働者派遣法及び同法施行規則等の定めに基づき、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、派遣期間、その他労働者派遣に必要な細目について労働者派遣法第26条第1項に規定する労働者派遣契約（以下「派遣契約」という。）を別紙細目にて定める。

(本契約の適用)

第4条 本契約に定める事項は、本契約の有効期間中、特に定めのない限り、派遣先と派遣元において別途締結する個別の派遣契約に適用する。

(派遣料金)

第5条 派遣先は、派遣契約に基づく派遣業務（以下「派遣業務」という。）の対価として、派遣元に対し、派遣料金（各契約金額から取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額を除いた単価に実働時間数を乗じた合計額に消費税等の税率を乗じたものをいう。以下同じ。）を支払うものとする。

2 1日の実労働時間が8時間を超えて勤務した場合は、派遣料金に25%を乗じた額を相当する金額を当該割増料金として、派遣先に請求することができるものとする。

3 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）の日についても前2項と同様の割増料金として、請求することができるものとする。

4 派遣先の責に帰すべき事由により派遣労働者を派遣業務に従事させることができない場合、派遣先は、派遣元に対し当該派遣業務が行われたものとして、派遣契約に基づく派遣料金を支払うものとする。

5 就業日毎の派遣料金の計算に当たっては、端数時間はすべて1分単位とする。

6 派遣元は、派遣実績に応じ、派遣料金（1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額）を派遣先に請求するものとする。

7 派遣先は、前項の規定による請求を受けたときは、支払請求を受理した日から30日以内に派遣元

に支払わなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 派遣元は、本契約の履行について、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならない。ただし、業務の一部について相当の理由があるときは、この限りでない。

（再委託の届出等）

第6条の2 前条ただし書の規定により業務の一部について再委託する場合、派遣元は、あらかじめ派遣先と協議し、派遣先の同意を得た上、再委託しようとする相手方（以下「再委託先」という。）の商号又は名称並びに業務のうち再委託する部分及び再委託する理由その他派遣先が必要とする事項を、書面をもって派遣先に届出しなければならない。

2 派遣元が前項の規定により業務の一部を再委託するときは、次のとおりとする。

（1）派遣元は、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）第2条第1項の規定による入札参加停止を受けた者（以下「入札参加停止者」という。）及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）並びに第23条第10号に該当する者を再委託先としてはならない。

（2）派遣元は、再委託先の行為の全てについて責任を負うものとする。

3 派遣元は、第1項の規定により、業務の一部を再委託したとき並びに派遣元及び再委託先が資材又は原材料の購入契約その他の契約をしたとき、相手方（以下「再委託先等」という。）が、堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴収し、派遣先に提出しなければならない。ただし、派遣先が必要でないと判断した場合は、この限りでない。

4 派遣先は、派遣元が第1項の規定による届出を経ずに再委託した場合、入札参加停止者を再委託者とした場合又は入札参加除外者若しくは第23条第10号に該当する者を再委託先等とした場合は、派遣元に対して、当該再委託先等との契約の解除を求めることができる。この場合において、当該契約が解除された場合における一切の責任は、派遣元が負うものとする。

（法令上の責任等）

第7条 派遣先及び派遣元は、派遣労働者の派遣業務就業に関し、労働基準法、労働者派遣法、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他関係法令を遵守するとともに、労働基準法等の規定を遵守し、派遣労働者の労働条件、安全衛生の確保に努めるべく、派遣先及び派遣元の関係者に対し、労働基準法その他関係諸法令を周知徹底させるものとする。

2 派遣先及び派遣元は、労働者派遣法の定めるところに従って、労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他関係諸法令上の使用者としての責任を負うものとする。

（苦情処理）

第8条 派遣先及び派遣元は、派遣労働者から苦情の申出を受ける者を定めるとともに、速やかにその内容を相手方に通知し、緊密な連携の下に、苦情その他派遣労働者の就業に関し生ずる問題の適切かつ迅速な処理及び解決に努めるものとする。

- 2 派遣先は、派遣労働者に対するセクシュアル・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び解決手続に関して周知徹底するものとする。

(派遣先指揮命令者等)

第9条 派遣先は、派遣労働者を直接指揮命令する指揮命令者を選任する。派遣先の指揮命令者は、派遣業務の遂行について派遣契約に定める事項を遵守して派遣労働者を指揮命令し、派遣業務以外の業務に従事せしめないようにしなければならない。

- 2 派遣先は、派遣先の指揮命令者及びその他派遣先が使用する者が派遣労働者に対して行う指揮命令等により生じた事項について、責任を負うものとする。

(派遣先責任者、派遣元責任者)

第10条 派遣先及び派遣元は、自己が雇用する労働者の中から、各々の事業所ごとに、法令で定める人数の派遣先責任者、派遣元責任者を選任し、相互に連携して派遣先派遣元間の連絡調整その他労働者派遣法第41条及び第36条で定める事項を行わせなければならないものとする。

(派遣労働者の選定)

第11条 派遣元は、派遣契約に基づき派遣労働者を派遣先に派遣するにあたっては、派遣業務の遂行に必要とされる技術、能力、経験等を有する者を選定するよう努めなければならない。

(派遣労働者の特定)

第12条 派遣契約に基づく派遣労働者の選任は派遣元が行うものとし、派遣先は、派遣契約を締結するに際し、派遣労働者を特定することを目的とする行為（受け入れる派遣労働者を選別するために行う事前面接、履歴書の送付要請、若年者への限定、性別の限定、派遣労働者の指名等）をしてはならない。

- 2 派遣元は、前項の行為に協力してはならないものとする。ただし、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者の判断で行う、派遣先又は派遣予定先への派遣就業開始前の事業所訪問についてはこの限りではない。

(派遣労働者の交替等)

第13条 派遣労働者が就業するにあたり、他の業務従事者と連携できない、遵守すべき業務処理方法並びに服務規律及び指導等に従わない場合又は業務処理の能率が著しく低く労働者派遣の目的を達し得ない場合、派遣先は、派遣元にその理由を示し、派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等の適切な措置を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請があった場合、派遣元は、当該派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 派遣元及び派遣労働者の事情により派遣労働者の交替を要する場合、派遣元は、派遣先に対し事前にその理由を通知し、派遣先の承認を受けるものとする。
- 4 派遣労働者の傷病その他やむを得ない理由がある場合、派遣元は、派遣先に通知して派遣労働者の交替を要請することができるものとする。

(業務上の災害等)

第14条 派遣元は、派遣労働者の業務上災害、通勤途上災害について、労働基準法に定める使用者の責任及び労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。

- 2 派遣先は、派遣元の行う労災申請手続等について必要な協力をしなければならない。

(派遣契約期間中の中途解除等)

第15条 派遣先がやむを得ない自己の都合により派遣契約の中途解除を行う場合、少なくとも30日以上前にその旨を派遣元に通知するとともに、残余期間について当該派遣労働者に代替の派遣就業機会を確保するものとし、これができない場合、残余期間の派遣料金を派遣元に支払うものとする。

2 派遣元は、その責に帰することができない理由その他正当な理由により、派遣業務を履行できなくなったときは、直ちに派遣先にその旨を明示して、その指示を求めなければならない。

(紛争の処理解決)

第16条 派遣労働者が派遣業務の遂行にあたり、派遣元又は派遣労働者の故意若しくは過失により派遣先又は第三者に人的、物的損害を与え、紛争を生ぜしめたときは、派遣先は、速やかにこれを派遣元に報告することとし、原則として、派遣元の責任と負担において処理解決するものとする。ただし、派遣労働者に対する指揮命令の過失その他派遣先の責に帰すべき事由による場合又は派遣元の派遣労働者の選任及び監督について法の定める派遣元としての義務を遵守し、かつ、派遣元として相当の注意をなしたとしても損害が生じたと認められる場合は、この限りではない。

(派遣労働者に関する個人情報の保護)

第17条 派遣先及び派遣元は、業務上知り得た派遣労働者の個人情報について、合理的な理由なく派遣先及び派遣元の職員又は第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

(秘密の保持)

第18条 派遣元は、本契約に関し、業務上知り得た事項について、その取扱い及び管理を適切に行うために必要な措置を講ずるとともに秘密の保持に努め、当該事項を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

2 派遣元は、本契約の履行に関し個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）と併せ、別記「個人情報保護特記事項」を遵守しなければならない。

3 派遣元は、本契約により自己が雇用する労働者を派遣するときは、当該労働者に対し、前2項の義務を派遣元と同様に遵守させなければならない。かつ、個人情報の保護については派遣先の職員と同等の責務を有することを周知しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第19条 派遣元は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、派遣先の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 派遣元が前払金の使用や部分払等によってもなお本契約の業務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、派遣先は、特段の理由がある場合を除き、派遣元の本契約から生じる債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。

3 派遣元は、前項の規定により、第1項ただし書の承認を受けた場合は、本契約から生じる債権の譲渡により得た資金を本契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を派遣先に提出しなければならない。

(不当介入に対する措置)

第20条 派遣元は、本契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに派遣先に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

2 派遣先は、派遣元が派遣先に対し、前項に規定する報告をしなかったときは、暴力団排除条例に基づ

く公表及び入札参加停止を行うことができる。

- 3 派遣先は、派遣元が不当介入を受けたことにより本契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、派遣元が第1項の規定による報告及び届出を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

(関係書類の提出等)

第21条 派遣元は、この契約に基づく業務の実施にあたり、次の書類（派遣先の指定する様式によるものをいう。）を派遣先に提出しなければならない。

- (1) 秘密の保持に係る誓約書
- (2) 業務従事者届
- (3) 業務従事者からの情報の保護に関する誓約書
- (4) セキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書
- (5) 個別の労働者派遣契約の内容通知書

- 2 派遣先は、前項各号に掲げる書類のほか、業務に関し必要な書類を派遣元に提出させることができる。

(派遣先の催告による解除権)

第22条 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第19条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (3) 正本契約の履行に当たり派遣先の指示に従わないとき、又はその派遣先の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 派遣元として必要な資格が欠けたとき。
- (5) 業務履行上の過失又は不手際が度重なったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

(派遣先の催告によらない解除権)

第23条 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第19条第1項の規定に違反して本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 第19条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) 本契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 派遣元がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 派遣元の債務の一部の履行が不能である場合又は派遣元がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質や派遣先意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、派遣元が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、派遣元がその債務の履行をせず、派遣先が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団員又は暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (9) 派遣元が第26条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (10) 派遣元が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
- (11) 契約履行上の重過失があったとき。
- (12) 本契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。

(派遣先の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 第22条各号又は前条各号に定める場合が派遣先の責めに帰すべき事由によるものであるときは、派遣先は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(派遣先の損害賠償請求等)

第25条 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を派遣元に対し請求することができる。

- (1) 履行期間内に派遣業務を完了することができないとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、派遣元は、派遣料金（単価契約の場合にあっては、契約単価に予定数量を乗じて得た額（以下「予定総額」という。））の10分の1に相当する額を違約金として派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第22条又は第23条の規定により本契約が解除されたとき。
 - (2) 派遣元がその債務の履行を拒否し、又は派遣元の責めに帰すべき事由によって派遣元の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 派遣元について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 派遣元について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 派遣元について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本契約及び取引上の社会通念に照らして派遣元の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の規定は、派遣先に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、派遣先の派遣元に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(派遣元の解除権)

第26条 派遣元は、派遣先が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時に

ける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(派遣元の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 前条に定める場合が派遣元の責めに帰すべき事由によるものであるときは、派遣元は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(派遣元の損害賠償請求等)

第28条 派遣元は、派遣先が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして派遣先の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第26条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 派遣先の責めに帰すべき事由により、第5条第7項の規定による派遣料金の支払が遅れた場合においては、派遣元は未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額の遅延利息の支払を派遣先に請求することができる。

(協議による契約解除)

第29条 派遣先は、必要があると認めるときは、派遣元の承諾を得て、本契約を解除することができる。この場合において、派遣元が損害を受けたときは、これを賠償しなければならない。

(不正な行為等に係る賠償額の予約)

第30条 派遣元は、本契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、かつ、派遣先が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、派遣元は、派遣料金（単価契約の場合にあっては予定総額）の10分の2に相当する額に、当該派遣料金の支払が完了した日から支払遅延防止法の率で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として派遣先に支払わなければならない。本契約が履行された後についても、また同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条、第8条の2又は第20条の規定による排除措置命令（独禁法第2条第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に係るものを除く。）を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 独禁法第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。

(4) 派遣元が、独禁法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟について請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(6) 派遣元又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると派遣先が認めるとき。

2 前項（第5号及び第6号を除く。）の規定は、独禁法第2条の2第12項に規定する事前通知の対象となる行為であって派遣先が特に認めるものについては、これを適用しないものとする。

3 第1項の規定は、派遣先に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、派遣先の派遣元に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

（不完全履行による減額、損害賠償）

第31条 派遣先は、派遣元が派遣業務の一部を履行しないとき又は派遣業務の履行が不完全であるときは、派遣料金から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。この場合において、派遣先が損害を受けたときは、派遣元に対してその賠償を請求することができる。

（履行遅滞の場合における履行期間の延長等）

第32条 第25条第1項第1号の場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、派遣先は派遣元から第25条第1項に基づく損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金は、派遣料金（派遣業務の一部について既に履行しており、第5条第7項の規定により派遣料金の一部の支払が行われている場合にあっては、派遣料金から当該金額を控除した額とする。ただし、単価契約の場合にあっては履行完了の総額とし、派遣業務の一部について既に履行しており、第5条第7項の規定により派遣料金の支払が行われている場合にあっては、当該料金を控除した額とする。）につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額とする。

（危険負担等）

第33条 派遣業務が完了する前において、天災等で派遣先と派遣元のいずれの責めにも帰することができないものにより当該業務が履行不能となった場合その他損害が発生した場合においては、派遣元がこれを負担するものとする。

（変更の届出）

第34条 派遣元について、名称、所在地、代表者、受任者及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに派遣先に届け出なければならない。

（紛争の解決）

第35条 本契約に関し紛争が生じた場合は、派遣先と派遣元との協議により解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、派遣先及び派遣元は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により、その紛争の解決を図ることができる。この場合において、紛争の処理に要する費用については、派遣先と派遣元とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは派遣先と派遣元とで折半し、その他のものは派遣先と派遣元とでそれぞれが負担する。

3 前2項の規定にかかわらず、派遣先又は派遣元は、必要があると認めるときは、前2項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても、その紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）

に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和２６年法律第２２号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（契約保証金）

第３６条 派遣元は、本契約の締結と同時に、現金又は国債、地方債その他の有価証券で派遣先が確実と認めるものにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、派遣先がその必要がないと認めたときは、派遣元は契約保証金の納付を免除される。

２ 前項の規定により契約保証金を納付した場合、当該契約保証金は、本契約に基づく派遣元の債務が完了したときに返還する。

３ 契約保証金には利子を付さない。

（違約金等への充当）

第３７条 第２５条第２項の場合において、前条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、派遣先は、当該契約保証金又は担保をもって第２５条第２項に規定する違約金に充当することができる。本契約に基づき、派遣先が派遣元に対して賠償金又は損害金の請求権を有するときも、また同様とする。

（相殺）

第３８条 派遣先は、派遣元に対する金銭債権を有している場合において、派遣元が第２２条各号、第２３条各号又は第２５条第２項第２号のいずれかに該当したときは、当該金銭債権と第５条第１項の派遣料金を相殺することができる。

（賠償金等の徴収）

第３９条 派遣元が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を派遣先の指定する期間内に支払わないときは、派遣先は、その支払わない額に派遣先の指定する期間を経過した日から支払いの日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額と、派遣先の支払うべき派遣料金（単価契約の場合にあっては履行実績総額）とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２ 前項の追徴をする場合には、派遣先は、派遣元から遅延日数につき、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の延滞金を徴収する。

（管轄の合意）

第４０条 本契約に関する争訟の提起、申立て等は、派遣先の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（協議）

第４１条 本契約に定めのない事項については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令及び堺市契約規則（昭和５０年規則第２７号）によるほか、必要に応じて派遣先と派遣元とで協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 派遣元は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守し、同法第66条第2項の個人情報取扱事務の派遣元として、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 派遣元は、本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(罰則の教示等)

第3 派遣元は、在職中だけではなく退職後においても本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

2 派遣元は、前項の周知の際に、派遣労働者又は派遣労働者であった者が、法第176条又は第180条の違反行為をしたときは、法により懲役又は罰金に処されること（法第183条により、日本国外においてこれらの違反行為をした者についても適用されることを含む。）を教示しなければならない。

3 派遣労働者又は派遣労働者であった者が、法第178条、第179条又は第182条の違反行為をしたときは、法第184条により、派遣元に対しても、罰金刑が科されることを十分認識し、本件業務を処理しなければならない。

(収集の制限)

第4 派遣元は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該処理に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5 派遣元は、本件業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 派遣先が指定した場所へ持ち出す場合又は派遣先が事前に承諾した場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。持ち出しの承諾を得た場合においても、パスワード、ICカード、生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずること。

(3) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。特に事故を防ぐため、複数の者による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずること。

(4) 個人情報の漏えい等の防止のため、個人情報の秘匿性等その内容に応じてスマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限を行うこと。また、作業場所に、私用電子計算機、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込ませない等の漏えいを防止する措置を講ずること。

(5) 個人情報を利用する作業を行う電子計算機に、個人情報の漏えいにつながると考えられるアプリケーションをインストールしないこと。また、アプリケーションやソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずること。

(6) 本件業務に着手する前に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施すること。

(7) 派遣元は、本件業務の個人情報を情報システムで取り扱う場合、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、以下のとおり安全を確保しなければならない。

ア（アクセス制御）パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）し、IDやパスワードを設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずること。

イ（アクセス記録）当該個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及び必要に応じてアクセス記録を分析する等の措置を講ずること。

ウ（アクセス記録）アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずること。

エ（アクセス状況の監視）当該個人情報への不適切なアクセスの監視のため、個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合には、必要に応じて警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の措置を講ずること。

オ（管理者権限の設定）情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を必要最小限とする等の措置を講ずること。

カ（外部からの不正アクセスの防止）個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずること。

キ（情報システムにおける個人情報の処理）個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は速やかに再利用できない状態まで消去し、不正利用を防止するため必要な対策を講ずること。

ク（暗号化）情報の不正利用を防止するために必要な暗号化を講ずること。

ケ（端末の限定）本件業務を処理する端末を限定するために必要な措置を講ずること。

コ（端末の盗難防止等）端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずること。

サ（第三者の閲覧防止）端末の使用に当たっては、個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずること。

シ（入力情報の照合等）情報システムで取り扱う個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報の内容の確認、既存の個人情報との照合等を行うこと。

ス（バックアップ）個人情報の重要度に応じて、復元可能なバックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずること。

セ（情報システム設計書等の管理）個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずること。

ソ（入退管理）個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の従事者の立会い又は監視設備による監視、

外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずること。また、個人情報を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずること。

タ（入退管理）情報システム室等について、必要があると認めるときは、出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずること。

チ（入退管理）情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）し、ＩＤやパスワードを設定する等の入退の管理に関する必要な措置を講ずること。

ツ（情報システム室等の管理）外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等及び保管施設に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずること。

テ（情報システム室等の管理）災害等に備え、情報システム室等及び保管施設に耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずること。

（返還、廃棄等）

第 6 派遣元は、本件業務を処理するために派遣先から提供され、又は自らが収集した個人情報について、保有する必要がなくなった、又はこの契約が終了し、若しくは解除されたときは、派遣先の指定した方法により、確実かつ速やかに返還若しくは引き渡し又は消去若しくは廃棄しなければならない。

2 派遣元は、個人情報の消去又は廃棄に際して派遣先から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 派遣元は、本件業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 派遣元は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面で派遣先に報告しなければならない。

（目的外の使用等の禁止）

第 7 派遣元は、派遣先の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を、本件業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第 8 派遣元は、派遣先の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために、派遣先から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第 9 派遣元は、派遣先から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 派遣元は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査又は検査）

第 10 派遣先は、本件業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、必要に応じて派遣元に対して、監査又は検査（実地検

査含む。)を行うことができる。

- 2 派遣先は、前項の目的を達するため、派遣元に対して必要な情報を求め、又は本件業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告)

第11 派遣元は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに派遣先に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 派遣元は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずること。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合には、当該端末等からの通信を遮断するなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行うものとする。

- 3 派遣元は、前々項の規定による報告後も、事故の発生した経緯、被害状況等を継続して調査し報告しなければならない。

- 4 派遣先は、派遣元から事故発生に関する報告があった場合、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

(損害賠償)

第12 派遣元は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、派遣先又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第13 派遣先は、派遣元がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

(協議)

第14 派遣元は、本業務の仕様書に定めのない方法で個人情報を取り扱う場合には、予め派遣先と協議を行うこと。

令和 年 月 日

労働者派遣契約（別紙細目）

派遣元の労働者を派遣先に派遣させるにあたって次のとおり合意する。

（派遣先） 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
堺市
堺市長 永藤 英機
（派遣元）

業務名	参議院議員通常選挙に係る投票所投票事務業務（中区・南区）
業務内容	投票日前日（土） 投票所準備設営等事務 ①投票所を設営するための各種作業（記載台設置、椅子設置、備品設置等） ②投票事務の打ち合わせ ③その他投票管理者が指示する業務 投票日当日（日） 投票等事務 ①「名簿対照係」、「投票用紙交付係」等各種係の投票事務 ②投票終了後の会場の後片付け ③その他投票管理者が指示する業務
マイナンバー取扱いの有無	☐ 有 ☒ 無 有の場合：業務名称
派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度	役職なし
就業場所	堺市中区投票所：別紙一覧表のとおり 堺市南区投票所：別紙一覧表のとおり
部署名（組織単位）	堺市選挙管理委員会事務局
派遣期間	第27回参議院議員通常選挙の投票日前日から投票日まで
派遣人員	129人 ※増減が生じる場合がある。確定報告は投票日の1か月前程度
派遣就業日	投票日前日（土） 投票日 （日） ※両日とも同一人とする事
就業時間及び休憩時間	就業時間： 投票日前日 午前9時から午後7時までのうち、2時間程度 （別紙のとおり。ただし、施設管理者の都合により変更となる場合がある。）（終了時刻は、作業等の状況により多少前後する場合がある。） 投票日 午前6時30分～午後8時30分

	(実働：13時間、休憩：投票管理者の指示する時間で延べ1時間) (終了時刻は、会場の後片づけの状況により多少前後する場合がある。)
時間外労働	原則実施しない。ただし、設営準備(投票日前日)、後片付け(投票日当日)の状況により発生する場合がある。
福利厚生	食堂等の有無：無、休憩室の有無：有、更衣室の有無：無、更衣ロッカーの有無：無
被服貸与	貸与しない(業務に支障なく市民に不快な感じを与えない服装で勤務すること)。また、派遣労働者は、派遣元作成の名札を就業時間中は着用すること。
安全及び衛生	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	労働者派遣の役務の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用することを希望する場合には、派遣先は派遣元へその旨通知することとする。
労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置	1 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合には、派遣元の同意を得ることはもとより、あらかじめ相当期間の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。 2 就業機会の確保 派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業先の確保を図ること。 3 損害賠償等に係る適切な措置 派遣先は、派遣先の責めに帰すべき事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣契約に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。また、派遣先及び派遣元双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣先及び派遣元のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。 4 労働者派遣契約の解除の理由の明示 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。
指揮命令者	各投票所 投票管理者 (072-228-7875)
派遣先責任者	堺市選挙管理委員会事務局次長 新家 寛之 (072-228-7875)
派遣先苦情担当者	堺市選挙管理委員会事務局次長 新家 寛之 (072-228-7875)
派遣元責任者	
派遣元苦情担当者	
苦情処理方法、連携体制等	1 派遣元苦情担当者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦

	情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 2 派遣先苦情担当者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 3 派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。
派遣労働者名簿	派遣元は派遣労働者の名簿を作成し、派遣先に提出するものとする
派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別	無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定しない
派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別	協定対象派遣労働者に限定する。